

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日)

目次

◆規則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則

規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第六十号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、寡婦に対し寡婦福祉資金の貸付けを行なうことにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、もつて寡婦の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「寡婦」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

及びこれに準ずる次の各号に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができない女子
- 六 配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない女子

- 七 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に子(孫等を含む。以下同じ。)を扶養し、かつ、婚姻をしていないもの
- 八 資金を貸付けるための扶養を受けることができる者は、県内に住所を有する四十歳以上の寡婦とする。

(貸付対象)

第三条 寡婦福祉資金の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する四十歳以上の寡婦とする。

(寡婦福祉資金の種類)

第四条 寡婦福祉資金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事業開始資金 寡婦が事業を開始するのに必要な資金
- 二 事業継続資金 寡婦が事業を継続するのに必要な資金
- 三 技能習得資金 寡婦が事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 就職支度資金 寡婦の就職に際し必要な資金
- 五 住宅資金 寡婦が住宅を補修し、改築し、又は増築するのに必要な資金
- 六 転宅資金 寡婦が住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金

必要な資金

七 療養資金 寡婦が医療を受けるのに必要な資金

八 生活資金 寡婦が技能習得資金の貸付けを受けて事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している期間又は療養資金の貸付けを受けて医療を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

九 結婚資金 寡婦が扶養している二十歳以上の子の婚姻に際し必要な資金

十 修学資金 寡婦が扶養している二十歳以上の子が高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、大学又は高等専門学校において修学するのに必要な資金

十一 就学支度資金 寡婦が扶養している二十歳以上の子の高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な資金

十二 修業資金 寡婦が扶養している二十歳以上の子が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

(貸付金額の限度、償還方法及び利率)

第五条 寡婦福祉資金の貸付け金額の限度、据置期間及び償還期限は、次の表のとおりとする。

事業開始資金 の種類	貸付金額の限度	据置期間	償還期限
寡婦福祉資金 一回につき	三〇〇、〇〇〇円	貸付けの日から一年間	六年内 (据置期間経過後)
事業開始資金 一回につき	五〇〇、〇〇〇円	貸付けの日から六箇月間	三年以内 (据置期間経過後)

修学資金	結婚資金	生活資金	療養資金	住宅資金	転宅資金	就職支度資金	技能習得資金	知能技能を習得する期間中三年をこえるまでの範囲内においておいて二、五〇〇円
						一回につき	二五、〇〇〇円	
一 月額三、〇〇〇円 月額五、〇〇〇円	婚姻する子一人につ き五〇、〇〇〇円	技術習得資金又は療 養資金の貸付けを受 けている期間中月額 七、五〇〇円	貸付けの日から六箇月間 まで	貸付けの日から六箇月間 まで	貸付けの日から六箇月間 まで	貸付けの日から一年間	五年以内 (据置期間経過後)	知能技能を習得する期間 満了して後六箇月を経過す るまで
						五年以内 (据置期間経過後)	五年以内 (据置期間経過後)	
二 月額三、〇〇〇円 月額五、〇〇〇円	当該資金の貸付けを受 けた者と認められる者 によるものにあつては、 月額三、〇〇〇円	修学する場合修学する 学校にあつては、月額一、 〇〇〇円	月額一、〇〇〇円	貸付けの日から六箇月間 まで	貸付けの日から六箇月間 まで	五年以内 (据置期間経過後)	五年以内 (据置期間経過後)	知能技能を習得する期間 満了して後六箇月を経過す るまで
						五年以内 (据置期間経過後)	五年以内 (据置期間経過後)	

修業資金	就学支度資金	
	期間中三年をこえる 月額二、五〇〇円	二五、〇〇〇円
知識技能を習得する い範囲内において 月額二、五〇〇円	当該資金の貸付けを受けた者 が高等専門学校に入大学した者は高等専門学校における修学を終了して後(その者が修学を終了したときは、その死亡し、又は修学を終了した後)六箇月を経過するまで	当該資金の貸付けを受けた者 が高等専門学校に入大学した者は高等専門学校における修学を終了して後(その者が修学を終了したときは、その死亡し、又は修学を終了した後)六箇月を経過するまで
五 年以内	据置期間経過後	据置期間経過後

2 貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

3 前項の規定による貸付金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還ができる。

4 修学資金及び就学支度資金の貸付金並びに修業資金のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条第一項に規定する各種学校又は学校教育法以外の法律の規定に基づき特別の教育を行なう施設において知識技能を習得する者を扶養する寡婦に貸し付ける貸付金は無利子とし、その他の貸付金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年三分とする。

5 事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた寡婦に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、前項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から一年をこえない範囲内において

て、その者が受けた被害の程度に応じて別に定める期間延長することができる。

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第六条 寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十六条の規定による違約金を含むものとする。

3 結婚資金、修学資金、就学支度資金又は修業資金の貸付けについては、当該資金の貸付けを受けて婚姻し、修学し、入学し、又は知識技能を習得する者が連帯債務を負担する借主(以下「連帯借主」という。)として加わらなければならない。

(貸付けの申請)

第七条 寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる資金に係る前項の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦であることを証する書面及び次の表の上欄に掲げる寡婦福祉資金の種類に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる書面を添付しなければならない。

寡婦 資金の 種類	添 付 書 類
事業開始資金 事業継続資金	開始し、又は継続しようとする事業の計画書

技能習得資金 就職支度資金	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得することを証する書面
住宅資金 転宅資金	住宅の補修、改築又は増築に係る平面図及び見積書
療養資金	医療に要する期間及びその期間中の概算医療費（自己負担分に限る。）を記載した医師又は歯科医師の診断書
結婚資金	婚姻することを証する書面及び婚姻する者が寡婦が現に扶養している子であることを証する書面
修学資金	在学する学校の在学証明書及び修学する者が寡婦が現に扶養している子であることを証する書面
就学支度資金	入学が決定したことを証する書面及び就学する者が寡婦が現に扶養している子であることを証する書面
修業資金	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得することを証する書面及び修業する者が寡婦が現に扶養している子であることを証する書面

(貸付けの決定)

第八条 知事は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、これを審査

し、貸付けを行なうことが適當であると認めたときは、寡婦福祉資金貸付決定通知書（様式第二号）により、貸付けを行なうことが不適當であると認めたときは、寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書（様式第三号）により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第九条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、寡婦福祉資金借用書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第十一条 技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金の貸付金は、各月のはじめに、当月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数箇月分をあわせて、あらかじめ、交付することができる。

(修学資金の交付の停止及び減額)

第十二条 知事は、修学資金の貸付けを受けて高等学校、大学又は高等専門学校において修学している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月から復学の日の属する月の前月までの間、修学資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額することができる。

(貸付けの停止)

第十二条 技能習得資金及び生活資金の貸付けは、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる事実が生じた日の属する月の翌月から将来に向つてやめるものとする。

- 一 貸付金の貸付けを受けている者が寡婦でなくなつたとき。
- 二 貸付金の貸付けを受けている者が死亡したとき。
- 三 貸付金の貸付けを受けている者が技能習得資金の貸付けを受けて行なう知識技能の習得をやめたとき。

2 修学資金の貸付けは、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号

に掲げる事実が生じた日の属する月の翌月から将来に向つてやめるものとする。

一 修学資金の貸付けを受けて修学している者が死亡し、又は修学をする

ことをやめたとき。

二 修学資金の貸付けを受けている寡婦が、死亡し、寡婦でなくなり、又は当該資金の貸付けを受けて修学している者を扶養しなくなつたとき。

3 修業資金の貸付けは、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる事実が生じた日の属する月の翌月から将来に向つてやめるものとする。

一 修業資金の貸付けを受けて知識技能を習得している者が、死亡し、又は当該知識技能の習得をやめたとき。

二 修業資金の貸付けを受けている寡婦が、死亡し、寡婦でなくなり、又は当該資金の貸付けを受けて知識技能を習得している者を扶養しなくなつたとき。

第十三条 知事は、次の各号に掲げる場合には、将来に向つて貸付金の貸付けをやめることができる。

一 寡婦福祉資金の貸付けを受けた者が、貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 寡婦福祉資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により

貸付けを受けたとき。

三 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(貸付けを停止した場合の据置期間)

第十四条 前二条の規定により技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付けをやめた場合には、既に貸し付けた貸付金についての据

置期間は、その貸付けをやめた後六箇月を経過するまでとする。

(一時償還)

第十五条 知事は、寡婦福祉資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、第五条の規定にかかわらず、当該資金の貸付けを受けた者に対し、貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 第十三条规定第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。
- 二 償還金の支払を怠つたとき。

(違約金)

第十六条 知事は、寡婦福祉資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日三錢の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還に係る債務の免除)

第十七条 寡婦福祉資金の貸付金の償還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

2 条例の規定により寡婦福祉資金の貸付金の償還に係る債務の免除を受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付金償還免除申請書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、償還の免除を行なうことが適当であると認めたときは、寡婦福祉資金貸付金償還免除決定通知書（様式第六号）により、償還の免除を行なうことが不適当であると認めたときは、寡婦福祉資金貸付金償還免除不承認決定通知書（様式第七号）により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

（償還金の支払猶予）

第十八条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第五条の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において、当該貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 修学資金又は就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けを受けて修学又は入学をした者が高等学校、大学若しくは高等専門学校において修学し、又は修業資金の貸付けを受けて知識技能を習得しているとき。

2 前項の規定により償還金の支払を猶予した場合は、貸付金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還すべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還したものとみなす。

3 第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けようとする者は、寡婦

福祉資金償還金支払猶予申請書（様式第八号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、償還金の支払の猶予を行なうことが適当であると認めたときは、寡婦福祉資金償還金支払猶予決定通知書（様式第九号）により、償還金の支払の猶予を行なうことが不適當であると認めたときは、寡婦福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書（様式第十号）により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

（届出）

第十九条 寡婦福祉資金の貸付けを受けている者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに氏名等変更届（様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 連帯借主又は保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

第二十条 修学資金の貸付けを受けている者は、当該資金の貸付けを受け修学している者が休学したときは休学届（様式第十二号）を、復学したときは復学届（様式第十三号）を、それぞれ知事に提出しなければならない。

第二十一条 技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付けを受けている者は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、資格喪失届（様式第十四号）を知事に提出しなければならない。

一 寡婦でなくなつたとき。

二 技能修得資金の貸付けを受けて行なう知識技能の習得をやめたとき。

三 修学資金又は修業資金の貸付けを受けて修学し、又は知識技能の習

得をしている者が、死亡し、又は修学することをやめ、又は知識技能の習得をやめたとき。

四 修学資金又は修業資金の貸付けを受け、修学し、又は知識技能を習得している者を扶養しなくなつたとき。

第一十二条 寡婦福祉資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、連帯借主又は保証人は、借受者死亡届（様式第十五号）を知事に提出しなければならない。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項）

第二十三条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の

規定により福祉事務所長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

一 第八条の規定による寡婦福祉資金の貸付けの決定（鳥取市の区域に係るものについては、東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては、中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものは、西部福祉事務所長。以下同じ。）

二 第十条の規定による貸付金の交付

三 第十一条の規定による貸付金の交付の停止及び減額

四 第十二条の規定による貸付けの停止

五 第十八条の規定による償還金の支払の猶予

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三婦人児童課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第十三条の規定による貸付けの停止

（二）第十五条の規定による一時償還の決定

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項に次の一号を加える。

二十一 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第八条の規定による寡婦福祉資金の貸付けの決定（鳥取市の区

域に係るものについては、東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては、中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては、西部福祉事務所長。以下この号において同じ。）

（二）第十一条の規定による貸付金の交付

（三）第十二条の規定による貸付金の交付の停止及び減額

（四）第十二条の規定による貸付けの停止

（五）第十八条の規定による償還金の支払の猶予

様式第1号

寡婦福祉資金貸付申請書

職 氏 名 殿

下記により寡婦福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

記

県福祉事務所受付年月日		※ 年 月 日		受付番号		※		貸付決定年月日		※ 年 月 日		決定番号		※		
申 請 者	氏名及び 生年月日					資金の種類						資金				
	住 所					借 受 金 額						円(月額)		円		
	本 籍					貸付金の用途										
	職 業		収 入			支 給 期 間						年 月 から 年 月 まで				
予 修学、修業先	氏名及び 生年月日	申請者と の続柄				償還方法						年賦、半年賦、月賦				
					償還期間								年 月 日 から 年 月 日 まで			
寡婦該当 の事由	死亡、離婚、生死不明、遺棄、海外在留、 心身障害、拘禁、未婚の母 (事由発生年月日) 年 月 日				配偶者氏名 (法律婚、事実婚)											
家庭の状況	続柄	氏 名	年令	職 業	収 入	他	借入金の種類									
					借入金額		円									
					借入年月日		年 月 日									
					未 償 還 額		円									
					償還完了予定期		年 月 日									
					状況		金融機関名									
保証人の 状況	氏 名	年令	住 所	申請者と の続柄	職 業	収 入	主な資産									
摘要																

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 「子」欄は、連帯借主となる子について記入すること。
- 3 「支給期間」欄は、技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金を借り受けようとする場合だけ記入すること。
- 4 「償還方法」欄は、希望するものを○で囲むこと。
- 5 「法律婚、事実婚」欄は、該当するものを○で囲むこと。

00962

様式第2号

寡婦福祉資金貸付決定通知書

氏名殿

年月日 付けで申請のあつた寡婦福祉資金の貸付けについては、下記のとおり決定しました。

なお、本通知書受領後10日以内に同封の借用書に必要事項を記入押印し、福祉事務所に提出してください。

年月日

年月日

氏名回

職業 記

(理由)

資金の種類		資金	
貸付金額	金	円(月額)	円
支給期間	年月から	年月まで	
利子	年3分	無利子	
償還期間	年月から	年月まで	
償還方法	賦償還	1回	円

様式第3号

寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書

氏名殿

年月日 付けで申請のあつた寡婦福祉資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しました。

様式第4号、

寡婦福祉資金借用書

職 氏名 殿

下記のとおり寡婦福祉資金を借用します。

年 月 日

借 主 住 所

(イ)

連帶借主 住 所

(ロ)

保証人 住 所

(ハ)

名 所

記

資金の種類		資金	
借用金額	総額	金	円
利	月額	金	円
子	年3分	無利息	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで		
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
償還方法	減価還 1回	金	円
償還期日	月 日		

様式第5号

寡婦福祉資金貸付金償還免除申請書

職 氏名 殿

下記のとおり寡婦福祉資金の貸付金の償還の債務の免除を受けたいので、申請します。

年 月 日

借 主 住 所

(イ)

連帶借主 住 所

(ロ)

保証人 住 所

(ハ)

名 所

記

資金の種類		資金	
貸付金の総額	金	金	円
償還未済額	金	金	円
免除を受けようとする額	金	金	円
理由	由		

備考

- 1 「理由」欄は、免除を受けようとする理由を詳細に記入すること。
 2 免除を受けようとする理由が、死亡の場合は市町村長の証明書、心身障害の場合は医師の診断書を添付すること。

備考 借主及び保証人の印鑑の証明書を添付すること。

00964

(第三種郵便物認可) 第63号 (号外) 第6号

様式第6号

寡婦福祉資金貸付金償還免除決定通知書

氏名 殿

年月日 付けで申請のあつた寡婦福祉資金の償還の債務の免除については、下記のとおり決定しました。

年月日

職氏名 回記

資金の種類 資金

資金の種類	資金
貸付金の総額	金 円
免除する額	金 円

様式第7号

寡婦福祉資金貸付金償還免除不承認決定通知書

氏名 殿

年月日 付けで申請のあつた寡婦福祉資金(資金)の貸付金の償還の債務の免除については、下記の理由により不承認と決定しました。

職氏名 回記

資金の種類 資金

貸付金の総額	金 円
償還未済額	金 円
猶予を受けようとする額	金 円

猶予の期間 年月日から 年月日まで

理由

様式第8号

寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書

職氏名 殿

下記のとおり寡婦福祉資金の償還金の支払の猶予を受けたいので、申請します。

年月日

借主住所 氏名 連帯借主住所 氏名

記印

記

記

印

印

備考

- 「理由」欄は、猶予を受けようとする理由を詳細に記入のこと。
- 免除を受けようとする理由が、疾病又は負傷の場合にあっては医師の診断書を、災害の場合にあっては市町村長の証明書を、連帯借主である子が高等学校、大学又は高等専門学校に在学中の場合にあってはその学校の在学証明書を添付すること。

様式第9号

寡婦福祉資金償還金支払猶予決定通知書

氏名 殿

年月日 申付けで申請のあつた寡婦福祉資金の償還金の支

払の猶予については、下記のとおり決定しました。

年月日 氏名 回 職記

年月日 氏名 回 職記

(届出事項)

資金の種類	資金				
猶予する額	金	円	一		
猶予の期間	年	月	日から	年	月
猶予後の償還期日	年	月	日	年	月

様式第10号

寡婦福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書

氏名 殿

年月日 申付けで申請のあつた寡婦福祉資金(資金)

の償還金の支払の猶予については、下記の理由により不承認と決定しました。

年月日 住所 氏名 回 職記

備考 氏名又は住所を変更した者の新旧の氏名又は住所を記載すること。

様式第12号

氏名 殿

年月日 休学 届

下記のとおり修学資金の貸付けを受け修学している子が休学しましたので、お届けします。

休学者氏名	
学校名、部、科、学年	
休学期間	
理由	

備考 休学する学校の長の証明書を添付すること。

様式第11号

氏名等変更届

職 殿

下記のとおり変更しました(変更がありました)ので、お届けします。
年月日 住所 氏名 回 記

回

様式第13号

復 学 届

職 氏 名 殿

下記のとおり休学していた子が復学しましたので、お届けします。

下記のとおり借受者が死亡しましたので、お届けします。

年 月 日

住 所
氏 名 (印)

記

復学者氏名
年 月 日

休学期間
年 月 日から 年 月 日まで

備考 復学する学校の長の証明書を添付すること。

様式第14号

職 氏 名 殿

下記のとおり寡婦福祉資金の借主としての資格を喪失しましたので、お届けします。

年 月 日

住 所
氏 名 (印)

記

資金の種類	資金
借受者氏名	
死亡年月日	年 月 日

備考 市町村長の発行する借受者の死亡の証明書を添付すること。

借受者死亡届

職 氏 名 殿

下記のとおり借受者が死亡しましたので、お届けします。

年 月 日

連帯借主住所

(保証人)

氏 名

(印)

記

資 金 の 種 類
資金

資 金 の 種 類	資 金
資 格 壇 失 事 由	
事 由 発 生 年 月 日	年 月 日